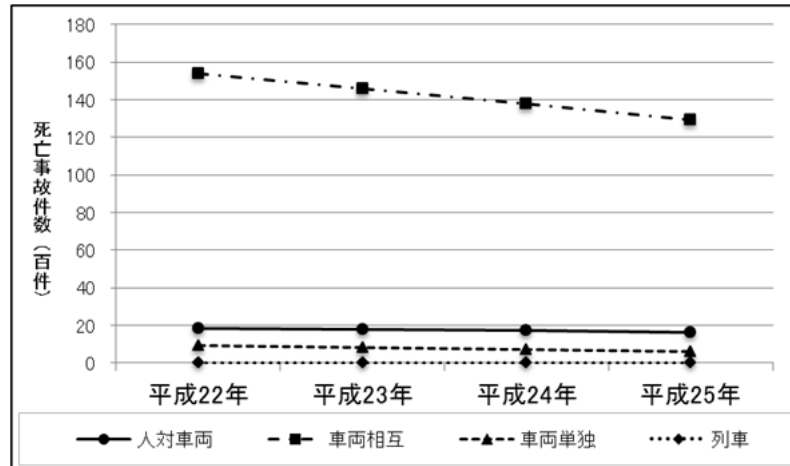


表 生活道路における事故類型別の死傷事故件数 (件)

事故類型	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
人対車両	18,483	17,691	17,348	16,288
対背面通行中	4,599	4,412	4,253	3,953
横断歩道横断中	3,518	3,375	3,352	3,280
その他横断中	5,798	5,318	5,044	4,552
その他	4,568	4,586	4,699	4,503
車両相互	153,858	145,738	138,127	129,123
正面衝突	4,964	4,602	4,184	3,749
追突	27,473	26,995	26,909	26,377
出会い頭	87,915	81,979	76,525	70,698
右折時	10,203	9,799	9,289	8,416
左折時	5,790	5,496	5,172	4,779
その他	17,513	16,867	16,048	15,104
車両単独	9,084	8,030	7,061	6,246
電柱・標識	892	811	748	618
防護柵等	794	783	684	632
その他工作物	1,691	1,572	1,381	1,208
駐車車両	208	201	155	153
転倒	3,087	2,640	2,324	2,042
その他	2,412	2,023	1,769	1,593
列車	52	41	45	48
合計	181,477	171,500	162,581	151,705

※幅員 5.5m 未満の道路を生活道路として集計。

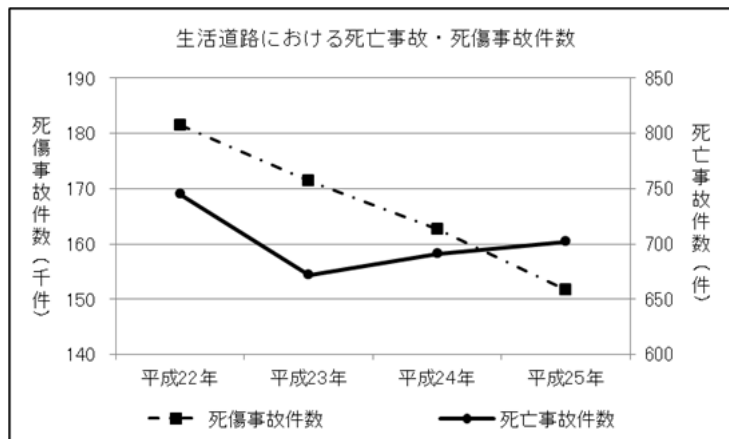


出典：ITARDA データ

表 生活道路における死亡事故・死傷事故件数 (件)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
死亡事故件数	745	672	691	702
死傷事故件数	181,477	171,500	162,581	151,705

※幅員 5.5m 未満の道路を生活道路として集計



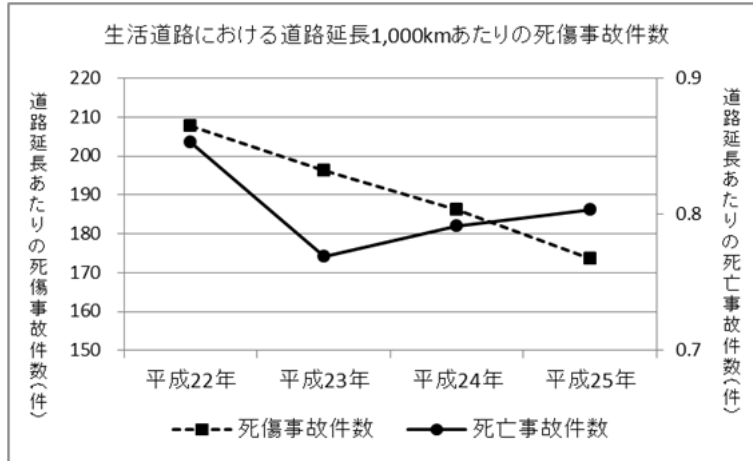
出典：交通事故統計年報 (ITARDA)

表 生活道路における道路延長1,000kmあたりの死傷事故件数

(件)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
死亡事故件数	0.85	0.77	0.79	0.80
死傷事故件数	207.72	196.31	186.15	173.69

※幅員5.5m未満の道路を生活道路として集計。
 ※平成25年は平成24年の道路延長を使用。



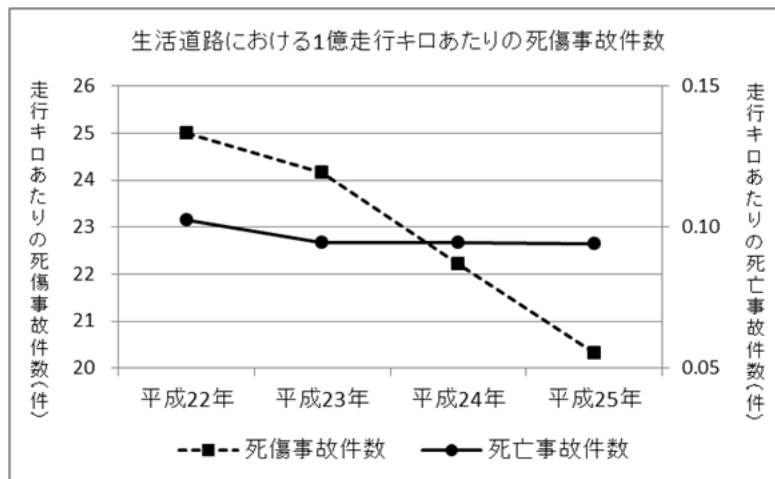
資料：交通事故統計年報（ITARDA）、道路統計年報（国土交通省）

表 生活道路における1億走行キロあたりの死傷事故件数

(件)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
死亡事故件数	0.10	0.09	0.09	0.09
死傷事故件数	24.99	24.16	22.21	20.33

※幅員5.5m未満の道路を生活道路として集計。
 ※走行キロは全道路の値を使用。



資料：交通事故統計年報（ITARDA）、道路統計年報（国土交通省）

(2) 施策別評価（中間アウトカム指標、アウトプット指標）

1) 道路交通環境の整備

A) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備（（１））＜事故防止対策＞

a) 生活道路における交通安全対策の推進（（１）ア）＜事故防止対策＞

あんしん歩行エリアの推進							
考え方	死傷事故発生割合が大きい生活道路において、「あんしん歩行エリア」として指定したエリアを中心に、関係者が連携して面的かつ総合的な事故抑止対策を実施する。						
評価	あんしん歩行エリア指定後、対象エリア内の対策を推進したことにより事故抑止率が向上しており、歩行者や自転車の事故減少に寄与したと考えられる。						
中間アウトカム	<p>「あんしん歩行エリア」の事故抑止率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>約 2.5 割抑止</td> <td>約 3 割抑止</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省資料</p>	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度		約 2.5 割抑止	約 3 割抑止
平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度					
	約 2.5 割抑止	約 3 割抑止					
アウトプット	<p>「あんしん歩行エリア」の指定箇所数</p> <p style="text-align: center;">平成 21 年度に 582 箇所を「あんしん歩行エリア」に指定</p> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省資料</p>						

ゾーン 30 の推進							
考え方	区域を指定して最高速度 30km/h の区域規制と路側帯の設置・拡幅等の施策を実施することにより、速度の抑制や通過交通の排除・抑制を図り、市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保する。						
評価	ゾーン 30 の整備箇所数は、着実に増加している。ゾーン 30 の整備により、通過車両の進入及び車両速度の抑制が期待されたことから、生活道路における歩行者等の安全な通行の確保に効果があったと考えられる。						
アウトプット	<p>ゾーン 30 の整備箇所数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>57 箇所</td> <td>398 箇所</td> <td>656 箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：警察庁資料</p>	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	57 箇所	398 箇所	656 箇所
平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度					
57 箇所	398 箇所	656 箇所					

b) 通学路等の歩道整備等の推進（（１）イ）＜事故防止対策＞

※第 2 項「子どもの安全確保」に記載

c) 高齢者，障害者等の安全に資する歩行空間等の整備（（１）ウ）＜事故防止対策＞

- ・歩行空間のバリアフリー化
※第 1 項「高齢者の安全確保」に記載

B)自転車利用環境の総合的整備（（５））＜事故防止対策＞

a)自転車走行空間の整備

※第４項「自転車の安全確保」に記載

C)道路交通情報の充実（（１０））

※第６項「幹線道路における安全確保」に記載

2)交通安全思想の普及徹底

A)参加・体験・実践型の活動の推進（（１）カ，（２），（３）ア，イ，
才，（５））＜事故防止対策＞

a)交通安全運動の推進

※第２項「子どもの安全確保」に記載

B)高齢者に対する交通安全教育の推進（（１）カ）＜事故防止対策＞

a)参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

※第１項「高齢者の安全確保」に記載

C)反射材用品の普及促進（（３）才）＜事故防止対策＞

※第３項「歩行者の安全確保」に記載